

日本私立学校振興・共済事業団の役職員の報酬・給与等について

独立行政法人は、総務大臣が定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき、役職員の報酬・給与等の水準の公表を行っている。

一方、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）は、独立行政法人そのものではなく「共済組合類型の法人」とされていることから、ガイドラインに基づく公表の対象外とされている。しかし、事業団の助成業務については独立行政法人に準じた管理手法が用いられていること及び私立学校法が学校法人に財務情報の公開を義務付けていること等を考慮し、社会一般とりわけ私立学校関係者に対する業務運営の透明性を確保するとともに、その説明責任を果たすことは事業団の今日的責務であると考え、今年度も自主的に給与等の実態をとりまとめ、実績を公表することとする。

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及び共済業務について共済運営委員会の意見を聴いて理事長が行う業績評価の結果を総合的に勘案して、特別手当の額を百分の十の範囲内で、増額し、又は減額することができる。

（役員給与規程第6条第3項）

② 役員報酬基準の改定内容

理事長

- 報酬月額 1,012,000円 → 1,010,000円 （平成22年12月1日改正）
- 地域手当の支給割合 100分の17 → 100分の18 （平成22年4月1日改正）
- 特別手当の支給割合 3.10月 → 2.95月
※12月期において、国家公務員の例に倣い、△0.28%の減額調整を実施

理事

- 報酬月額 825,000円 → 823,000円 （平成22年12月1日改正）
- 地域手当の支給割合 100分の17 → 100分の18 （平成22年4月1日改正）
- 特別手当の支給割合 3.10月 → 2.95月
※12月期において、国家公務員の例に倣い、△0.28%の減額調整を実施

監事

- 報酬月額 707,000円 → 705,000円 （平成22年12月1日改正）
- 地域手当の支給割合 100分の17 → 100分の18 （平成22年4月1日改正）
- 特別手当の支給割合 3.10月 → 2.95月
※12月期において、国家公務員の例に倣い、△0.28%の減額調整を実施

監事（非常勤）

- 非常勤役員手当 455,000円 → 454,000円 （平成22年12月1日改正）

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬（給与）	賞与	その他（内容）	就任	退任		
理事長	千円 18,768	千円 12,136	千円 4,448	千円 2,184（地域手当）			
A理事	千円 15,832	千円 9,892	千円 4,022	千円 1,781（地域手当） 137（通勤手当）			*
B理事	千円 15,755	千円 9,892	千円 4,022	千円 1,781（地域手当） 60（通勤手当）			*
C理事	千円 15,695	千円 9,892	千円 4,022	千円 1,781（地域手当）			※
D理事	千円 15,812	千円 9,892	千円 4,022	千円 1,781（地域手当） 117（通勤手当）		3月31日	
E理事	千円 16,050	千円 9,892	千円 4,022	千円 1,781（地域手当） 355（通勤手当）		3月31日	※
A監事 （1人）	千円 13,602	千円 8,476	千円 3,446	千円 1,526（地域手当） 154（通勤手当）			
B監事 （非常勤） （1人）	千円 5,663	千円 5,456	千円	千円 207（通勤手当）			

注1：「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2：前職欄の記号は、以下であることを示す。

「*」は退職公務員（本府省課長・企画官相当職以上で退職した者）、「※」は独立行政法人等の退職者

3 役員の退職手当の支給状況（平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況）

区分	支給額（総額）	法人での在職期間	退職年月日	摘要	前職
法人の長	千円	年 月		該当者なし	
理事	千円	年 月		該当者なし	
監事	千円	年 月		該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 中期計画等に基づき、業務執行が効率的に行えるよう、機能的で柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じた定員配置を行うことなどにより、定員の削減や人件費の削減を図る。 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 給与水準の決定に当たっては、国家公務員及び他の独立行政法人の給与水準を考慮し、決定する。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 特別手当の額は、理事長がその職員の在職期間、勤務成績等を参酌して定めるほか、昇給区分を4段階にして、勤務成績を昇給に反映させる。 〕

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給	勤務成績を反映させるため、昇給区分を4段階にして昇給を実施 (職員給与規程第8条)
賞与：特別手当	理事長がその職員の在職期間、勤務成績等を参酌して決定 (職員給与規程第27条第2項)

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

〔 国家公務員の例に倣い、以下のとおり改正 〕

○本給：中高年齢層を対象として減額改定（平均△0.1%）（平成22年12月1日改正）

○55歳を超える職員（本給表3等級以下の職員を除く）の本給等：本給・役職手当・特別都市手当及び特別手当の支給額を1.5%減額（平成22年12月1日改正）

○特別手当：支給月数の改定 4.15月→3.95月

※12月期において、国家公務員の例に倣い、△0.28%の減額調整を実施

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

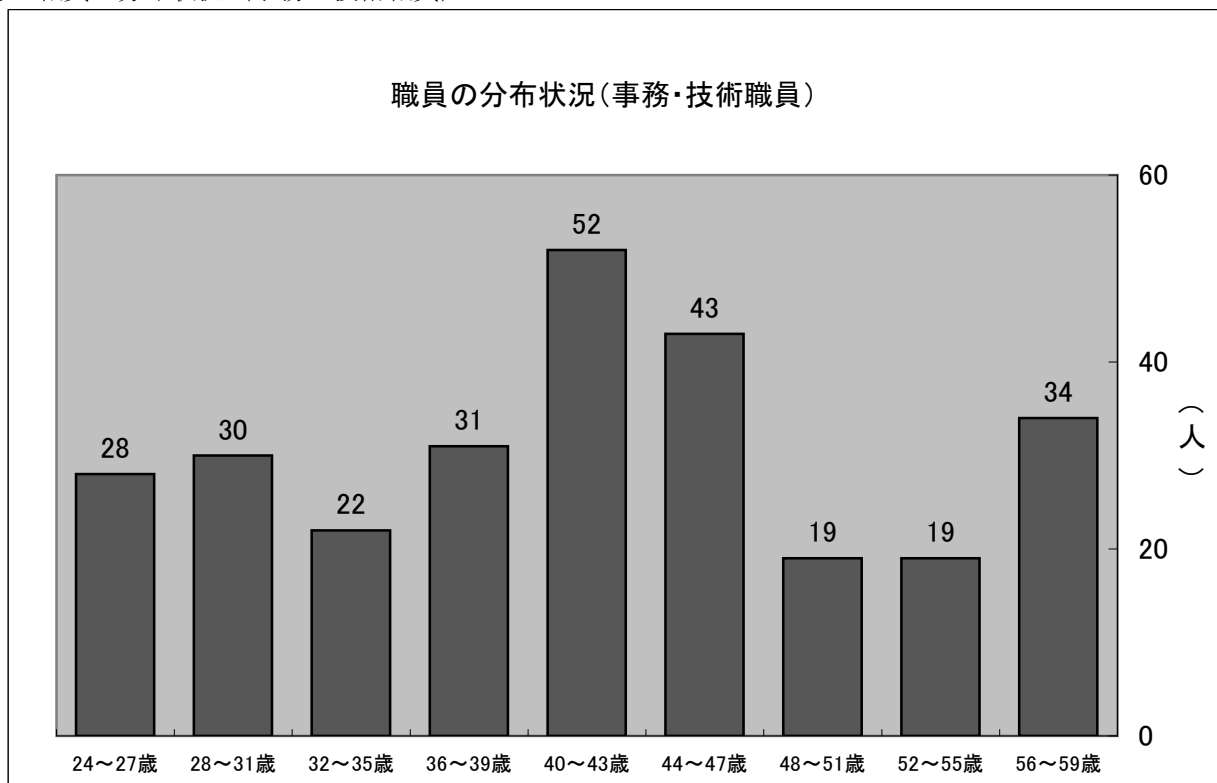
区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	284	42.3	7,511	5,669	179	1,842
事務・技術	284	42.3	7,511	5,669	179	1,842

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
再雇用職員	7	63.3	3,540	3,038	172	502
事務・技術	7	63.3	3,540	3,038	172	502

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額（平均）			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
非常勤職員	2	38.0	3,802	2,948	211	854
事務・技術	2	38.0	3,802	2,948	211	854

注1：在外職員及び任期付職員については、該当者がいないため表を省略している。

② 職員の分布状況（事務・技術職員）



③ 職級別在職状況等（平成23年4月1日現在）

（事務・技術職員）

区分	計	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
標準的な職位		部長	課長	課長補佐	係長	主任	係員
人員 (割合)	284 人	14 人 (4.9%)	32 人 (11.3%)	54 人 (19.0%)	71 人 (25.0%)	37 人 (13.0%)	76 人 (26.8%)
年齢（最高 ～最低）		59 ～ 52 歳	61 ～ 46 歳	59 ～ 43 歳	51 ～ 36 歳	46 ～ 32 歳	35 ～ 24 歳
所定内給与 年額（最高 ～最低）		8,971 ～ 8,226 千円	8,356 ～ 7,378 千円	7,312 ～ 6,073 千円	6,264 ～ 4,905 千円	5,460 ～ 3,621 千円	4,629 ～ 2,574 千円
年間給与 額（最高 ～最低）		12,441 ～ 11,105 千円	11,252 ～ 9,835 千円	9,746 ～ 8,099 千円	8,402 ～ 6,591 千円	7,233 ～ 4,805 千円	6,042 ～ 3,408 千円

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 20年度)からの増△減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,584,387	2,694,241	△ 109,854 (△4.1)	△ 245,078 (△8.7)
退職手当支給額 (B)	118,092	493,448	△ 375,356 (△76.1)	△ 263,994 (△69.1)
非常勤役職員等給与 (C)	132,877	109,038	23,839 (21.9)	23,577 (21.6)
福利厚生費 (D)	293,698	297,867	△ 4,169 (△1.4)	△ 17,159 (△5.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	3,129,054	3,594,594	△ 465,540 (△13.0)	△ 502,654 (△13.8)

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額：定員削減及び本給の引下げ・特別手当の支給月数を国家公務員と同水準の3.95月に引き下げたことによる減（対前年度比4.1%減）

退職手当支給額：退職者の減（対前年度比76.1%減）

非常勤役職員等給与：非常勤職員及び人材派遣職員の増加に伴う増（対前年度比21.9%増）

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし